

《令和 5 年第 3 回ふじみ野市議会定例会提出議案広報原稿》

【令和 5 年 8 月 28 日開会】

議案番号	件名	提案説明要旨
報告第 23 号	令和 4 年度ふじみ野市一般会計継続費精算報告書の報告について	<p>1 概要</p> <p>継続費に係る継続年度が終了したため、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 145 条第 2 項の規定に基づき、精算報告を行うものです。</p> <p>2 事業名等</p> <p>(1)新個人情報保護制度移行支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続年度 令和 3 年度～令和 4 年度 ・予算額 2,420,000 円 ・決算額 2,420,000 円 <p>(2)(仮称)第 3 庁舎建替事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続年度 令和 2 年度～令和 4 年度 ・予算額 486,077,000 円 ・決算額 411,620,000 円 <p>(3)文化振興計画策定業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続年度 令和 3 年度～令和 4 年度 ・予算額 3,119,000 円 ・決算額 3,118,500 円 <p>(4)スポーツ推進計画策定業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続年度 令和 3 年度～令和 4 年度 ・予算額 3,119,000 円 ・決算額 3,118,500 円 <p>(5)第 2 期環境基本計画(後期行動計画)策定業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続年度 令和 3 年度～令和 4 年度 ・予算額 3,410,000 円 ・決算額 3,410,000 円 <p>(6)市内循環ワゴン運行検討業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続年度 令和 3 年度～令和 4 年度 ・予算額 9,735,000 円 ・決算額 9,735,000 円 <p>(7)さぎの森小学校校舎大規模改造事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続年度 令和 2 年度～令和 4 年度 ・予算額 782,818,000 円

		・決算額 782,817,200 円
報告第 24 号	令和 4 年度ふじみ野市財政の健全化判断比率の報告について	<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 3 条第 1 項の規定により、令和 4 年度ふじみ野市財政の健全化判断比率を監査委員の意見を付けて報告を行うものです。</p> <p>(1)実質赤字比率 「－」</p> <p>(2)連結実質赤字比率 「－」</p> <p>(3)実質公債費比率 「2.2%」</p> <p>(4)将来負担比率 「－」</p>
報告第 25 号	令和 4 年度ふじみ野市公営企業別資金不足比率の報告について	<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 22 条第 1 項の規定により、令和 4 年度ふじみ野市公営企業別資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告を行うものです。</p> <p>(1)水道事業会計 資金不足比率 「－」</p> <p>(2)下水道事業会計 資金不足比率 「－」</p>
報告第 26 号	専決処分の報告について (損害賠償の額を定めることについて)	<p>1 専決処分理由 損害賠償の額が確定したので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 2 項の規定により報告するものです。</p> <p>2 事故の概要</p> <p>(1)事故発生場所及び内容 ふじみ野市亀久保字赤土原 669 番 3 付近を歩行していた際、市道上の舗装が剥離した箇所に足を取られ、転倒した。</p> <p>(2)事故発生日 令和 4 年 7 月 10 日</p> <p>(3)損害賠償額 1,143 円</p>
報告第 27 号	専決処分の報告について (損害賠償の額を定めることについて)	<p>1 専決処分理由 損害賠償の額が確定したので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 2 項の規定により報告するものです。</p> <p>2 事故の概要</p>

		<p>(1) 事故発生場所及び内容 ふじみ野市うれし野一丁目 4 番 1 において、市職員が車両に乗り込もうとした際、右隣に駐車していた相手方の車両に扉を接触させた。</p> <p>(2) 事故発生日 令和 5 年 5 月 24 日</p> <p>(3) 損害賠償額 106,007 円</p>
報告第 28 号	専決処分の報告について (損害賠償の額を定めることについて)	<p>1 専決処分理由 損害賠償の額が確定したので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 2 項の規定により報告するものです。</p> <p>2 事故の概要 (1) 事故発生場所及び内容 ふじみ野市立西原小学校敷地内の樹木の枝が折れ、駐車中の相手方車両に落下した。</p> <p>(2) 事故発生日 令和 5 年 6 月 4 日</p> <p>(3) 損害賠償額 228,910 円</p>
報告第 29 号	債権放棄の報告について	<p>1 概要 ふじみ野市債権管理条例(平成 30 年ふじみ野市条例第 2 号)第 15 条の規定により、次のとおり債権を放棄したので、同条例第 16 条の規定により報告するものです。</p> <p>2 債権の名称 学校給食費</p> <p>3 債権の件数及び額 2 件 109,406 円</p> <p>4 放棄した事由 (1) 債務者が死亡、失踪、所在不明その他これに準ずる事情にあり、弁済する見込みがないと認められるため (2) 私債権について、消滅時効に係る期間が満了したため</p>

第 61 号議案	専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度ふじみ野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号））	<p>1 専決処分理由 本補正予算は、前年度分における過納金を還付する必要があるため編成した、令和 5 年度ふじみ野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、その承認を求めるものです。</p> <p>2 予算規模 補正前の予算総額 16 億 8,707 万 8 千円 補正予算額 99 万 6 千円 補正後の予算総額 16 億 8,807 万 4 千円</p>
第 62 号議案	令和 5 年度ふじみ野市一般会計補正予算（第 4 号）	<p>1 総括 本補正予算は、前年度の出納が閉鎖したことによるもの、原油価格・物価高騰への対応等緊急やむを得ないもの並びに制度改正及び事情変更により補正を余儀なくされるものについて編成するものです。 なお、併せて令和 5 年 4 月 1 日付け人事異動に伴う人件費の組替えを行うものです。</p> <p>2 予算規模 補正前の予算総額 505 億 1,349 万 9 千円 補正予算額 9 億 3,440 万 2 千円 補正後の予算総額 514 億 4,790 万 1 千円</p>
第 63 号議案	令和 5 年度ふじみ野市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	<p>1 総括 本補正予算は、前年度の出納が閉鎖したことなどにより編成するものです。</p> <p>2 予算規模 補正前の予算総額 100 億 3,865 万 4 千円 補正予算額 1 億 4,103 万 9 千円 補正後の予算総額 101 億 7,969 万 3 千円</p>
第 64 号議案	令和 5 年度ふじみ野市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	<p>1 総括 本補正予算は、前年度の出納が閉鎖したことなどにより編成するものです。</p> <p>2 予算規模 補正前の予算総額 90 億 8,104 万 5 千円</p>

		補正予算額 1億6,833万4千円 補正後の予算総額 92億4,937万9千円
第65号議案	令和5年度ふじみ野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	1 総括 本補正予算は、前年度の出納が閉鎖したことなどにより編成するものです。 2 予算規模 補正前の予算総額 16億8,807万4千円 補正予算額 290万円 補正後の予算総額 16億9,097万4千円
第66号議案	令和4年度ふじみ野市一般会計歳入歳出決算の認定について	1 歳入歳出執行状況 予算総額 467億4,840万9千円 歳入決算総額 464億1,225万2千円 収入率 99.3% 歳出決算総額 434億2,620万6千円 執行率 92.9% 翌年度繰越財源 2億3,775万5千円 実質収支額 27億4,829万円
第67号議案	令和4年度ふじみ野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	1 歳入歳出執行状況 予算総額 96億5,304万5千円 歳入決算総額 96億2,993万4千円 収入率 99.76% 歳出決算総額 93億6,545万円 執行率 97.02% 翌年度繰越財源 0千円 実質収支額 2億6,448万3千円
第68号議案	令和4年度ふじみ野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	1 歳入歳出執行状況 予算総額 87億3,890万8千円 歳入決算総額 86億1,209万6千円 収入率 98.5% 歳出決算総額 82億2,854万円 執行率 94.2% 翌年度繰越財源 0千円 実質収支額 3億8,355万5千円

第 69 号議案	令和 4 年度ふじみ野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	<p>1 歳入歳出執行状況</p> <p>予算総額 15 億 6,403 万 7 千円</p> <p>歳入決算総額 15 億 4,938 万 1 千円</p> <p>収入率 99.06%</p> <p>歳出決算総額 15 億 4,648 万 3 千円</p> <p>執行率 98.87%</p> <p>翌年度繰越財源 0 千円</p> <p>実質収支額 289 万 8 千円</p>
第 70 号議案	令和 4 年度ふじみ野市水道事業会計決算の認定について	<p>1 収益的収入支出執行状況</p> <p>収益的収入予算総額 18 億 1,275 万 7 千円</p> <p>収益的収入決算総額 19 億 1,527 万 5 千円</p> <p>収入率 105.7%</p> <p>収益的支出予算総額 18 億 6,253 万円</p> <p>収益的支出決算総額 17 億 2,865 万円</p> <p>執行率 92.8%</p> <p>当年度純利益 1 億 7,438 万 1 千円</p> <p>2 資本的収入支出執行状況</p> <p>資本的収入予算総額 1 億 8,818 万円</p> <p>資本的収入決算総額 7,100 万 8 千円</p> <p>収入率 37.7%</p> <p>資本的支出予算総額 7 億 2,810 万 2 千円</p> <p>資本的支出決算総額 3 億 9,821 万 7 千円</p> <p>執行率 54.7%</p> <p>翌年度繰越額 2 億 188 万 3 千円</p>
第 71 号議案	令和 4 年度ふじみ野市下水道事業会計決算の認定について	<p>1 収益的収入支出執行状況</p> <p>収益的収入予算総額 16 億 3,770 万円</p> <p>収益的収入決算総額 16 億 2,394 万 5 千円</p> <p>収入率 99.2%</p> <p>収益的支出予算総額 16 億 700 万 9 千円</p> <p>収益的支出決算総額 14 億 7,799 万 2 千円</p> <p>執行率 92.0%</p> <p>翌年度繰越額 285 万 9 千円</p> <p>当年度純利益 1 億 3,432 万 8 千円</p> <p>2 資本的収入支出執行状況</p> <p>資本的収入予算総額 10 億 4,353 万 5 千円</p> <p>資本的収入決算総額 8 億 475 万 6 千円</p> <p>収入率 77.1%</p>

		資本的支出予算総額 13 億 1,093 万 9 千円 資本的支出決算総額 9 億 3,379 万 5 千円 執行率 71.2% 翌年度繰越額 2 億 9,303 万 3 千円
第 72 号議案	ふじみ野市最上位計画審議会条例等の一部を改正する等の条例	1 改正理由 ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030 後期基本計画及び第 3 期ふじみ野市まち・ひと・しごと創生総合戦略の統合に伴い、ふじみ野市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会を廃止することから、関係条例の改正を行うものです。 2 改正内容 ふじみ野市最上位計画審議会条例及びふじみ野市行政評価外部評価委員会条例について、総合戦略に関する規定を追加する。 ふじみ野市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の廃止及び審議会の廃止に伴い特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例のまち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員の項を削る。 3 施行年月日 令和 6 年 4 月 1 日
第 73 号議案	ふじみ野市立上福岡図書館大規模改修工事請負契約の締結について	1 提案理由 ふじみ野市立上福岡図書館大規模改修工事に係る工事請負契約の議決を求めるものです。 2 契約金額 1,216,424,000 円 3 契約期間 契約締結の日から令和 7 年 7 月 31 日まで 4 契約の相手方 株式会社中原工業 入札方式は一般競争入札（電子）で実施し、入札参加数は 3 社でした。今回の入札において、最低制限価格を設定しましたが、最低制限価格を下回る入札金額によって入札をした入札参加者はありませんでした。

		<p>た。</p> <p>5 工事対象建物 ふじみ野市立上福岡図書館</p> <p>6 工事対象床面積 2,799.64 m²</p> <p>7 主な工事内容 (1) 屋上防水改修(屋上緑化を含む) (2) 外壁改修 (3) 内部改修(床、壁、天井、建具、家具改修) (4) トイレ改修(床、壁、天井、ブース改修) (5) エレベーター更新 (6) 図書館機能改修 (7) 外構改修 (8) 上記に伴う電気設備改修及び機械設備改修</p>
第 74 号議案	ふじみ野市文化施設整備事業建設工事請負変更契約の締結について	<p>1 提案理由 物価水準等の変動(全体スライド)により、ふじみ野市文化施設整備事業建設工事に係る工事請負変更契約の議決を求めるものです。</p> <p>2 契約金額 変更前 9,527,595,000 円 変更後 9,912,595,000 円</p> <p>3 契約期間 令和 2 年 6 月 15 日から 令和 7 年 6 月 30 日まで</p> <p>4 契約の相手方 三井住友・近藤・久米設計特定建設工事共同企業体 ・代表構成員 さいたま市大宮区吉敷町 1-103 三井住友建設株式会社北関東営業所 ・構成員 ふじみ野市上福岡 1-14-7 近藤建設株式会社</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成員 東京都江東区潮見 2-1-22 株式会社久米設計 <p>5 工事場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建替施設の建設工事 (仮称) 西地域文化施設 ふじみ野市大井中央二丁目 1 番 8 号、4 号 (仮称) 東地域文化施設 ふじみ野市福岡一丁目 1 番 8 号 ・ 既存施設の解体工事 大井中央公民館 ふじみ野市大井中央二丁目 1 番 8 号 勤労福祉センター ふじみ野市福岡一丁目 1 番 8 号
第 75 号議案	ふじみ野市立鶴ヶ丘小学校校舎大規模改造工事請負変更契約の締結について	<p>1 提案理由 物価水準等の変動(全体スライド)によりふじみ野市立鶴ヶ丘小学校校舎大規模改造工事に係る工事請負変更契約の議決を求めるものです。</p> <p>2 契約金額 変更前 485,584,000 円 変更後 501,029,870 円</p> <p>3 契約期間 令和 4 年 6 月 17 日から 令和 6 年 2 月 15 日まで</p> <p>4 契約の相手方 佐伯・吉元特定建設工事共同企業体</p> <p>5 工事場所 ふじみ野市立鶴ヶ丘小学校</p>
第 76 号議案	ふじみ野市道路線の認定について	<p>1 提案理由 開発行為の工事完了に伴い、道路の用に供する土地が帰属したため、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。</p> <p>2 認定する市道路線</p>

		<p>市道 E-263 号線</p> <p>3 市道路線の位置 ふじみ野市亀久保三丁目地内</p> <p>4 幅員及び延長 4.20m～7.18m/24.46m</p> <p>5 供用開始年月 令和 5 年 10 月上旬（予定）</p>
第 77 号議案	公平委員会委員の選任について	<p>1 提案理由 公平委員会委員澁谷弘次氏の任期が令和 5 年 11 月 24 日をもって満了となるため、再度同氏を公平委員会委員として選任したいので、市議会の同意を求めるものです。</p> <p>2 候補者名 澁谷弘次氏</p> <p>3 任期 令和 5 年 11 月 25 日から令和 9 年 11 月 24 日まで</p>
第 78 号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について	<p>1 提案理由 固定資産評価審査委員会委員岸川彌生氏の任期が令和 5 年 11 月 24 日をもって満了となるため、再度同氏を固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、市議会の同意を求めるものです。</p> <p>2 候補者名 岸川彌生氏</p> <p>3 任期 令和 5 年 11 月 25 日から令和 8 年 11 月 24 日まで</p>
第 79 号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について	<p>1 提案理由 固定資産評価審査委員会委員石川幸恵氏の任期が令和 5 年 11 月 24 日をもって満了となるため、再度同氏を固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、市議会の同意を求めるものです。</p> <p>2 候補者名 石川幸恵氏</p> <p>3 任期</p>

		令和 5 年 11 月 25 日から令和 8 年 11 月 24 日まで
第 80 号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について	<p>1 提案理由 固定資産評価審査委員会委員江口好晴氏の任期が令和 5 年 11 月 24 日をもって満了となるため、再度同氏を固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、市議会の同意を求めるものです。</p> <p>2 候補者名 江口好晴氏</p> <p>3 任期 令和 5 年 11 月 25 日から令和 8 年 11 月 24 日まで</p>
第 81 号議案	総合的な最上位計画の後期基本計画を定めることについて	<p>1 提案理由 令和 6 年度から令和 12 年度までのふじみ野市の市政運営の指針となる総合的な最上位計画の後期基本計画を定めたいので、ふじみ野市議会基本条例（平成 30 年ふじみ野市条例第 38 号）第 21 条第 1 項の規定により、この案を提出するものです。</p>